

平成30年度地方税法改正に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の改正状況

資料2

根拠条文・特例項目	適用区分 法改正内容	特例 導入 年度 (開始)	特例割合(評価額に乗ずる割合)						特例割合に対する 厚木市の考え方		
			改正前			改正後 (平成30年4月1日～平成32年3月31日)					
			参酌 基準	範囲	本市条例の 特例割合	参酌 基準	範囲	本市条例の 特例割合(案)			
公害防止設備	地方税法附則第15条第2項第1号 水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設	特例割合の縮減	26年度	1/3	1/6以上 1/2以下	1/3	1/2	1/3以上 2/3以下	1/3	事業者による環境対策として、公害防止設備の導入促進による生活環境の保全を図るため、設備導入時に掛かる負担が大きいかを考慮し、環境施策の社会的要請という観点からも、税制面において特例措置の活用により強力にサポートするため、 所有者の税負担を最大限軽減 します。	
	旧地方税法附則第15条第2項第3号 土壤汚染対策防止法の特定有害物質排出抑制施設	適用対象から除外 (特例措置の廃止)		1/2	1/3以上 2/3以下	1/2	廃止(条文から削除)		—		
再生可能エネルギー発電設備	地方税法附則第15条第32項	太陽光発電設備	28年度	2/3	1/2以上 5/6以下	1/2		変更なし	1/2	厚木市地球温暖化対策実行計画及びびあつぎ元気地域エネルギー構想実行計画において再生可能エネルギーの普及を推進していることから、税制面において特例措置の活用により強力にサポートするため、引き続き 所有者の税負担を最大限軽減 します。	
							第1号イ	1,000kw未満	3/4		7/12以上 11/12以下
		第2号イ					1,000kw以上		変更なし		1/2
		第2号イ					1,000kw以上	3/4	7/12以上 11/12以下		7/12
		風力発電設備		第1号ロ	20kw以上		変更なし	1/2			
				第2号ロ	20kw未満	3/4	7/12以上 11/12以下	7/12			
		水力発電設備		第1号ハ	5,000kw以上		変更なし	1/2			
				第3号イ	5,000kw未満	2/3	1/2以上 5/6以下	1/2			
		地熱発電設備		第1号ニ	1,000kw未満		変更なし	1/3			
				第3号ロ	1,000kw以上	1/2	1/3以上 2/3以下	1/3			
バイオマス発電設備	第1号ホ	10,000kw以上 20,000kw未満		変更なし	1/2						
	第3号ハ	10,000kw未満	2/3	1/2以上 5/6以下	1/2						
					変更なし	1/3					

※平成30年度税制改正において、課税標準の特例措置に関し、特例割合の縮減等による厚木市市税条例の一部改正を要する規定に限定。

※特例導入年度は、従前の特例措置から「わがまち特例」への移行年度。